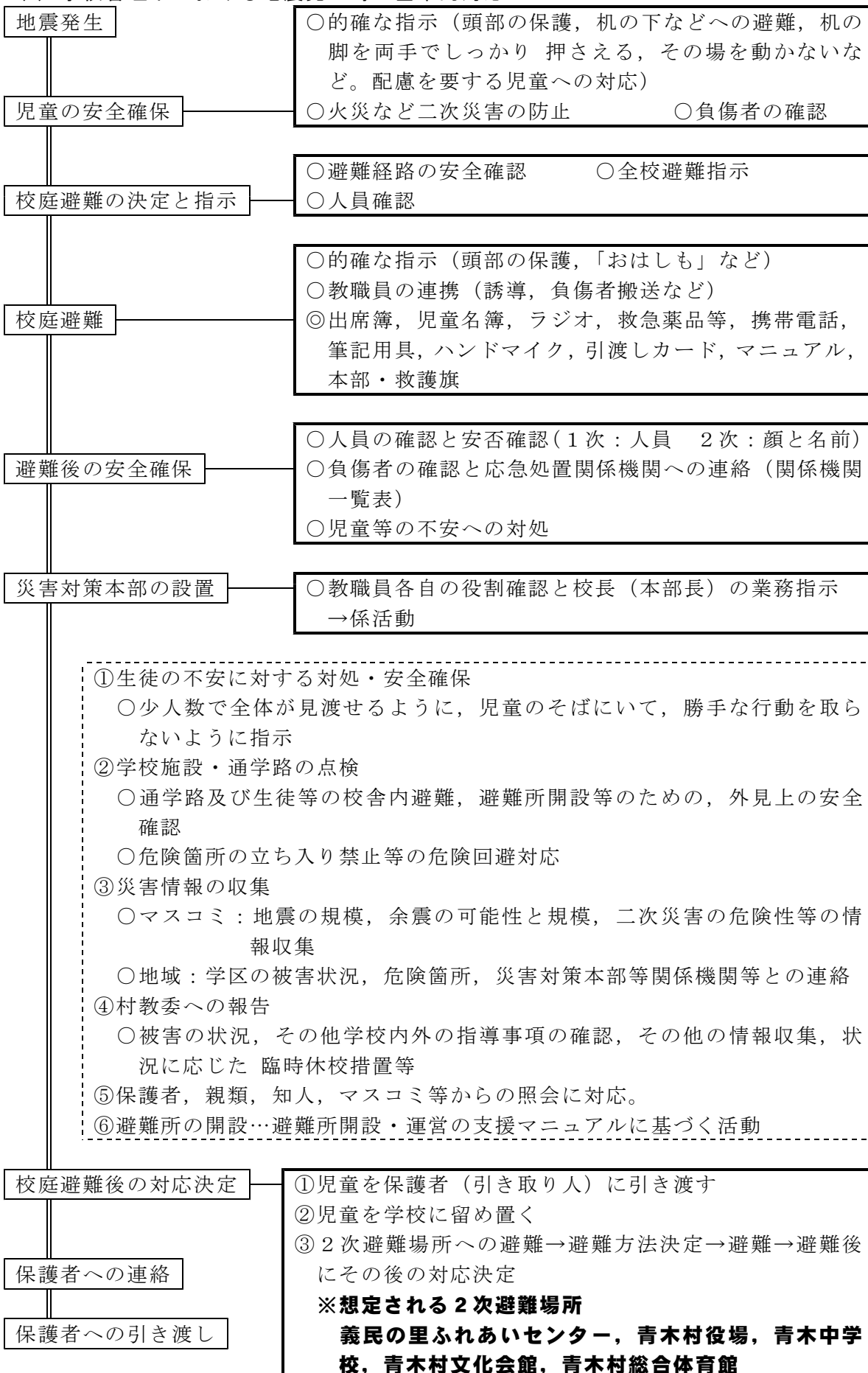


1 直下型震災の発生への対応

(1) 学校管理下における地震発生時の基本的対応



(2) 学校管理下における被災状況別の対応例

①授業中

場所	共通対応	個別対応
普通教室	○教師による安全確保の的確な指示(頭部の保護, 窓や壁際から離れさせる) ○火気使用中であれば消火する ○生徒等の人員等状況確認や周囲の安全確認 ○余震や二次災害に備え, 児童を落ち着かせる	○机の下に潜らせ, 机の脚を両手でしっかり持つように指示
特別教室		○実験・実習中であれば, 危険回避の指示(ガス, アルコールランプ, 薬品, 熱)
体育館		○中央に集合させ, 体を低くするように指示(建物の構造や体育用具の位置によっては, 柱や壁に寄り添う方が良い場合もある。)
校庭		○建物から離れ, 中央に集合させ, 体を低くするように指示
プール		○速やかにプールの縁に移動させ, 縁をつかむように指示 ○揺れの収束後, 素早くプールから出るように指示 ○避難準備(サンダル・靴を履き, 衣服やバスタオルで身を守る)

【指示例】

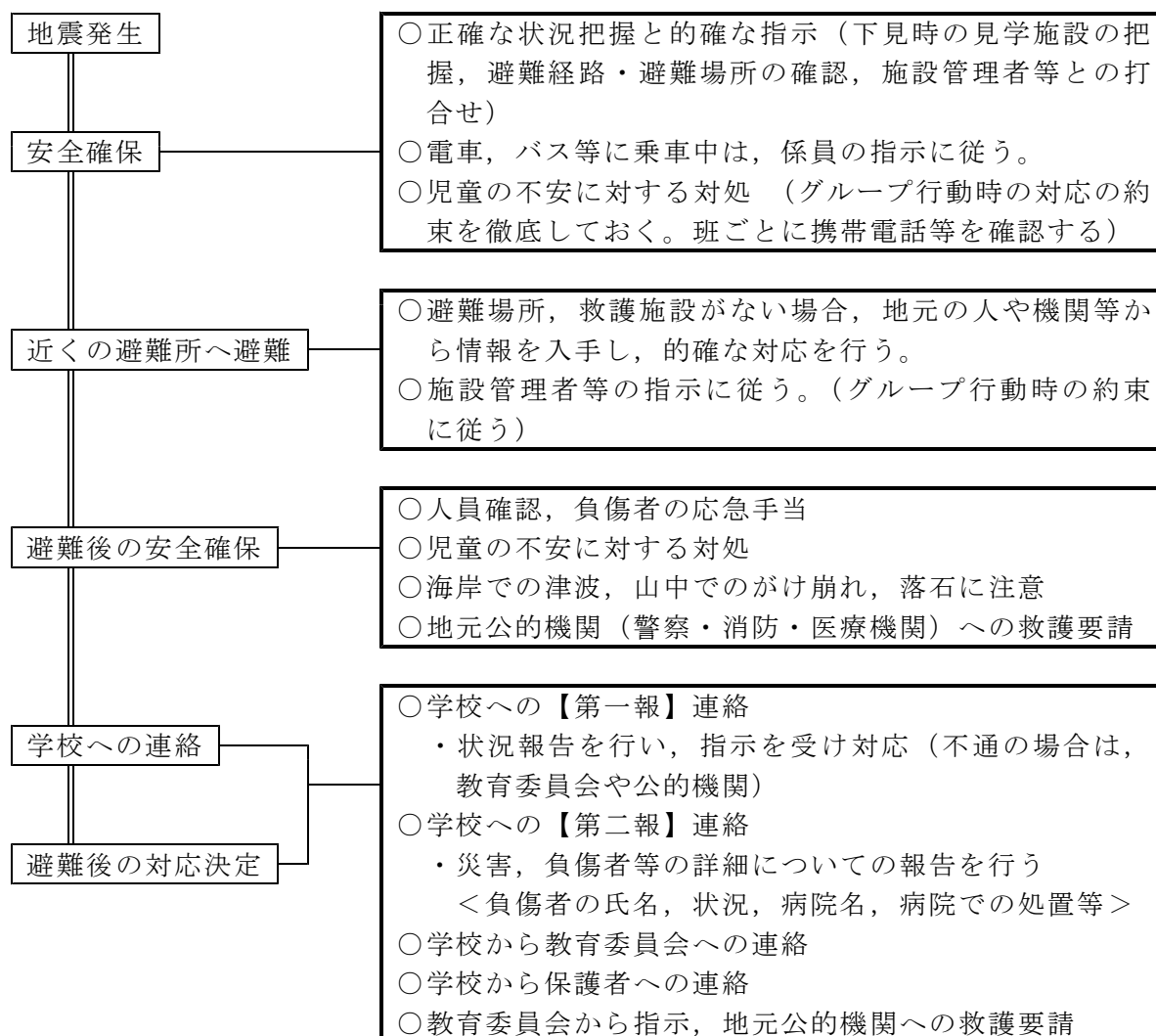
- 落ち着きなさい。被害が予想されます。壁や窓から離れ, 机の下に潜りなさい。両手で机の脚をしっかり持ち, 頭を守りなさい。上着やカバンなどで頭を守りなさい。落ち着いて, 次の指示を待ちなさい。
- 落ち着きなさい。被害が予想されるので, 校庭に避難しなさい。声を出さず, 校舎内は走らず, 静かに避難しなさい。上からの落下物に気を付けながら, 落ち着いて指示に従って校庭に避難しなさい。

②教師と児童が離れている場合(始業前, 休み時間, 放課後)

場所	児童の行動	教職員の対応
階段, 廊下 トイレ等	○揺れている間は, 上着やカバン等で頭部を保護してじっと待機する ○落下物や倒壊物に気を付ける ○揺れの収束後, 教師の指示に従い, 校舎外避難場所に避難する ○周囲の安全確認	○全校指示(揺れが収まるまで頭部を保護し, 教職員が到着するまで待機するように指示する) ○教職員は, 分散して生徒等の安全確保, 指示誘導を行う
校庭等	○建物, ブロック塀, 窓ガラスの近くから離れる ○揺れが収まるまで頭部を保護し, 広い場所の中央で待機する	○校舎外にいる生徒等の安全確保, 負傷者の応急手当を行う

(3) 校外活動中（修学旅行，海の学習，社会体験学習等）の地震発生時の対応

① 引率者側（登校から帰宅まで，深夜でも学校管理下）



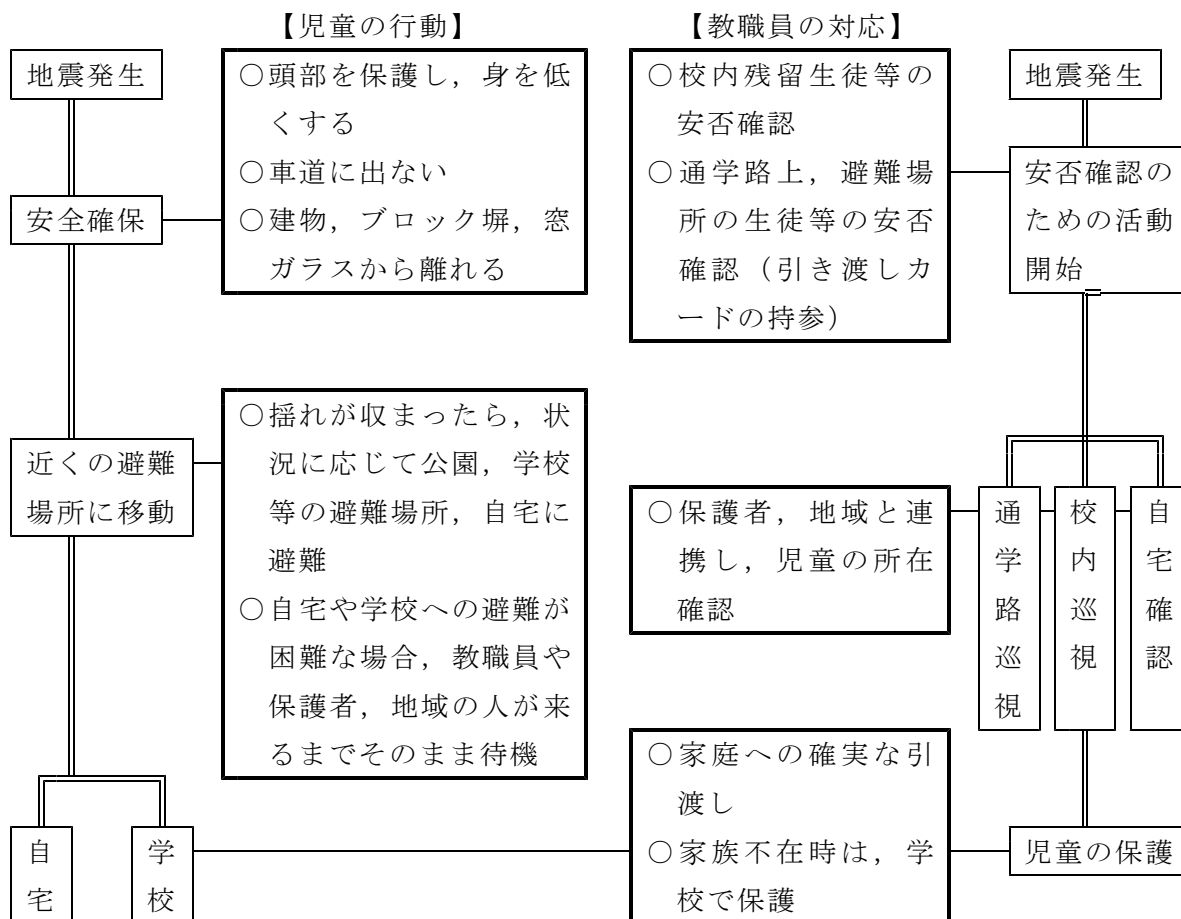
② 本部側（学校）

- ア 情報の収集と引率隊への指示 事実関係の確認
- イ 事実概要を正確かつ早急に整理し，全教職員に周知徹底
- ウ 支援体制の確立と強化報道機関の取材を想定し資料の作成
- エ 保護者への連絡（緊急連絡網・校内掲示板）
- オ 関係諸機関への連絡・報告連絡はできるだけ早く
- カ 報道機関対応の窓口一本化，校長（教頭）が対応事実を正確に
- キ 確認された事実の記録（5W1Hのメモ）学校の対応も
- ク 事後処理（事故児童への見舞い，事故記録の整理・原因究明と再発防止）

◎修学旅行等，村外での活動中に青木村及びその周辺に地震があった場合

- ・ 地震の規模，被害状況等の情報収集
- ・ 学校または教育委員会への連絡，指示を受け対応
- ・ 地元公的機関や関係機関（旅行業者等）との連携
- ・ 児童不安に対する対処（状況説明，今後の対応等）

(4) 登下校時の対応



(5) 勤務時間外等教職員不在時の対応

- ① 学校へ出勤するための方法と経路の確認（徒歩・自転車等）
- ② 校舎の施錠・開錠方法の確認
- ③ 指揮系統の確立と教職員の配置・役割分担の確認
 - ア 校長・教頭が学校に出勤できない場合
 - ・電話，メールで連絡を取りながら，村教委の指示等を踏まえ，出勤した職員で対応する
 - ・電話等の連絡が取れない場合は，村教委の具体的指示を受け，出勤した職員で対応する
 - イ 校長・教頭の生存が確認されず，村教委からの具体的指示も受けられない場合
 - ・教務主任を中心に各学年主任と合議により指示決定を行う。
- ④ 児童の安全確認，保護者との連絡（電話・巡回・家庭訪問）
- ⑤ 教職員の安全確認（電話・家庭訪問）
- ⑥ 関係機関への連絡・報告
- ⑦ 被害状況の把握
- ⑧ 災害情報の収集
- ⑨ 施設・設備の点検と緊急避難場所提供の準備
- ⑩ 避難所の開設…避難所開設・運営の支援マニュアルに基づく

2 風水害への対応 ※災害発生時の基本的な対応は、地震発生時に準じる

<p>大雨 ・ 洪水 ・ 暴風 ・ 大雪</p>	<p><風雨・降雪が強まると予想される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●授業を切り上げ、下校させる。 ・状況を確認しながら早めに授業を切り上げ、安全確認をし、一斉下校か集団下校をさせる。 ・一斉下校の場合、職員が担当地区を見回る。集団下校の場合は、職員が担当地区への付き添いをし、できる限り児童の帰宅を確認する。 ・情報端末で各家庭に連絡する。情報端末に入っていない家庭には、学校より電話連絡をする。 <p><警報が出されたり、急に風雨・降雪が強まったりした場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校待機とし、保護者または代理人に迎えに来てもらう。迎えがあるまでは学校で保護する。 ・できる限り、情報端末で各家庭に連絡する。情報端末に入っていない家庭にもできる限り電話連絡をする。 ・担任は、「児童引き渡しカード」で確認をしながら、児童を保護者または代理人に引き渡す。 ●浦野川の氾濫、周辺河川の氾濫による土石流・斜面の崩落等の災害の危険が高まっている場合は、学校待機を基本とする。浸水の危険が増してきた場合は、2階以上の教室に避難する。 ・できる限り、情報端末で学校待機の状態を各家庭に連絡する。情報端末に入っていない家庭にもできる限り電話連絡をする。 ・災害の危険性が減少し、引き渡しが可能になった場合は、情報端末で各家庭に連絡する。情報端末に入っていない家庭にもできる限り電話連絡をする。
<p>台風</p>	<p>◎台風が接近中で、事前にこの地域に大きな影響があると予想される場合は、その前日までに当日の動向について学校より家庭へプリントにより連絡をする。</p> <p><警報が発令されている場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童の下校が危険と判断した場合は、学校待機とし、保護者または代理人に迎えに来てもらう。迎えがあるまでは学校で保護する。 ・情報端末で各家庭に連絡する。情報端末に入っていない家庭には学校より電話連絡をする。 ・担任は、「児童引き渡しカード」で確認をしながら、児童を保護者または代理人に引き渡す。 ●状況を判断し、早めに下校させた方がよい場合は、授業を切り上げ、一斉下校か集団下校をさせる。 ・一斉下校の場合、職員が担当地区を見回る。集団下校の場合は、職員が担当地区への付き添いをし、できる限り児童の帰宅を確認する。 ・情報端末で各家庭に連絡する。情報端末に入っていない家庭には、学校より電話連絡をする。

3 事故発生

(1) 予想される事故

①交通事故

- ・児童の登下校中の交通事故
- ・児童の休日・放課後の交通事故
- ・社会科見学等校外学習時の交通事故
- ・職員の出退勤途中・出張中の交通事故
- ・職員の引率中の交通事故
- ・職員の休日の交通事故

②校内での事故

- | | | | | | |
|----------|---|--------------------|---|---|-----|
| ・運動場での事故 | } | 授業中・給食中・清掃中（指導者あり） | } | } | けが |
| ・校舎内での事故 | | 休み時間（指導者なし） | | | おぼれ |
| ・プールでの事故 | | 休日・放課後（指導者なし） | | | 死亡 |

(2) 児童の事故

①事故防止のポイント

適切な説明・注意・観察（監視…水泳）・指導の徹底と安全への配慮

- ② 授業中・休み時間の事故（緊急度高：救急車119番通報 緊急度中：タクシー）
- ア 児童を養護教諭に見せる。（保健室へ・その場で）場合によっては校医に相談
 - イ 事故発生を教頭に連絡 ※重大事故・首から上は校長にも直接連絡
 - ウ 保護者に事故発生を連絡
 - エ 病院で医師の診察を受ける（掛かり付けの病院を児童調査票で確認）
 - オ 保護者事故の概要を説明
 - カ 教頭に事故の概要を報告（校長に報告）
 - キ 村教育委員会，主幹指導主事，校長会長に事故報告（校長 不在時：教頭）
 - ク 児童理解委員会・保健安全教育係等を中心に再発防止の指導
 - 体育（特に水泳），理科は他教科とは異なる注意義務がある。
 - 学校事故については，保護者への報告・通知の義務がある。
 - 低学年については担任の監督注意義務が一層厳しいものになる。

③ 登下校中の事故

- ア 校長・教頭に報告し，複数教員で事故現場に急行し，同時に保護者に連絡
※携帯電話の活用
- イ 救急車による病院への搬送
 - 警察・消防への連絡
 - 救急車に保護者が乗るときは教員1名が付き添って同乗
※同乗者の優先順位は①担任②養護教諭③学年主任
 - 救急車に保護者が間に合わないときは教員2名が同乗
- ウ 迅速に第一報（教頭）
- エ 保護者に事故の概要を説明
- オ 病院での診断結果を報告

- カ 教頭に事故の概要を報告（校長に報告）
- キ 村教育委員会，主幹指導主事，校長会長に事故報告（校長 不在時：教頭）
- ク 児童理解委員会・保健安全教育係等を中心に再発防止の指導
- 法律的責任はなくても道義的に責任を負わなくてはならない場合がある。
※責任転嫁をしない姿勢が大切
- 問題行動の傾向のある児童に対しては，日頃からの対応が重要である。
※危険を予見していたら指導が必要

④ 学校管理下外の事故

- ア 家庭訪問・電話等で保護者と連絡
- イ 教頭に事故の概要を報告（校長に報告）
- ウ 村教育委員会，主幹指導主事，校長会長に事故報告（校長 不在時：教頭）
- エ 村教育委員会，主幹指導主事，校長会長に事故報告（校長 不在時：教頭）

保健室早退・医師受診基準

- 1 ベッドの使用… 1 時間程度とし，その後も回復しない場合は早退させる。
- 2 早退の基準
 - (1) 高熱（37.5 度以上）の場合
 - (2) 家で休養した方が良い場合

※養護教諭より学級担任に連絡し，学級担任が保護者に連絡 保護者の迎え
- 3 学校から医師に受診させる基準…児童調査票及び保護者に受診病院を確認
 - ① けがで医師受診が必要（首から上の打撲，骨折の疑い，脱臼，目，永久歯等）
 - ② 内科で緊急に医師受診が必要（激しい嘔吐・下痢・痛み，ひどい衰弱）
 - 首から上の打撲において，外見的には軽傷と思われるような場合は，必ず保護者に連絡をし，受傷の状況とけがの程度を説明した上で，受診を必要とするか学校で様子を観察するかの判断を仰ぐ
 - 学校管理下におけるのけが（特に授業中のけが）で医師受診が必要な場合は，本校職員が必ず病院へ付き添う。優先順位は①養護教諭②担任③学年主任
 - 保護者が来校するまで待てない場合や連絡がつかない場合は，本校職員が付き添い受診する。受診先で保護者と合流する
 - 緊急度高：救急車119番通報 緊急度中：タクシー

【救急車依頼について】

★電話の対応：TEL 119

- ① 「もしもし，救急車をお願いします。」
- ② 報告者名 「私は・・・です。」 学校名 「青木小学校です。」
所在地 「青木村田沢92です。」 電話番号 「49-2009です。」
- ③ 疾病者等の人数・性別・年齢・氏名
- ④ 疾病等の状況 「いつ」「どこで」「どうして」「意識の有無」「身体状況」
- ⑤ 救急車到着までにしておくことは何か。
- ⑥ 学校入り口ではサイレンを止めていただくよう依頼する。

4 不審者被害への対応(登下校中等の不審者被害)

① 緊急対応及び情報収集

ア 情報の確認【聞き取りのポイント】

- 1 被害児童氏名
- 2 発生日時・場所
- 3 被害者の症状・現況
- 4 加害者の特徴・現況
- 5 事件の概要

イ 警察への通報及び情報提供, 巡回依頼

ウ 保護者への連絡 ※動揺しないように配慮しながら, 事実を正確に連絡

② 関係機関への連絡

ア 救急車の要請(被害の状況による)

イ 教育委員会, 東信教育事務所への連絡

ウ P T A 役員, 他の保護者への連絡(二次被害防止) ※被害者のプライバシー保護

エ 近隣の学校に連絡

③ 緊急対策会議及び職員会の開催

ア 事件の状況の報告

イ 対応策の検討

ウ 共通理解・役割分担

④ 当該児童・保護者への支援

ア 被害児童の保護者への対応

※保護者の意向を尊重しながら, 誠意を持った対応を心がける

イ 被害児童への対応・援助

※養護教諭, 担任を中心とした心のケア

※必要に応じてスクールカウンセラーや専門医との連携支援

⑤ 他の児童への指導 ※被害児童のプライバシー保護に十分配慮する

ア 全校集会等の開催

※対応策に従って, 全校に対する不審者被害防止指導

⑥ 保護者・地域への協力依頼

ア 事件防止と通学路の安全確保

※全保護者への防止対策の連絡及び地域への事件防止に向けた協力依頼

イ 重大事件の場合は P T A 役員に連絡し, 緊急役員会や総会の開催を検討